

令和5年度 JEES・学研災グローバル人材育成奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、「JEES・学研災グローバル人材育成奨学金」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、優秀なグローバル人材育成のため、海外留学を志す日本人学生を支援することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本協会が実施する学生教育研究災害傷害保険(学研災)の共同引受損害保険会社である、東京海上日動火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、三井住友海上火災保険株式会社の4社の資金提供により、海外留学を志す日本人学生を支援するため本奨学金が設立された。

3 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 海外の高等教育機関(以下「留学先」という。)へ3か月以上12か月以内の留学を計画し、原則として本奨学金の支給決定以降、令和5年度内に留学を開始する予定の者。
- (2) 海外留学開始時点に本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の学士課程、修士(博士前期)課程、博士(博士後期)課程のいずれかに正規生として在籍する日本人学生。
- (3) 損害保険業界に興味・関心がある者。
- (4) 本奨学金の支給期間中、海外留学支援を目的とする他の奨学金を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く]
- (5) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 授業等に適応することができる外国語能力を有する者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

2名程度

5 支給内容

- (1) 月額奨学金 100,000円
- (2) 航空費 国内の主要空港から留学先主要都市までの往復航空費(申請額を調整することがある)

6 支給期間

本協会の基準に基づき、留学先での留学プログラムの開始日を起点として月単位で支給。なお、留学先への渡航及び帰国にかかる期間や、渡航後留学プログラム等が始まるまでの準備期間は支給期間に含まれない。また、留学期間中の就学日数によって、支給月数を調整することがある。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。

8 応募・推薦書類

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2)		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。
(3)	留学先教育機関の入学許可証		PDF	入学許可済みの場合のみ提出すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和 5 年 2 月 28 日(火)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7 の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和 5 年 4 月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、留学先が発行する学業成績証明書(又はそれに準ずるもの)、及び留学体験談(800 字以内、写真添付)を、本奨学金受給終了後 3 か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会に提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により、大学を通じて遅滞なく届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは海外留学終了後の交流会・インターンシップ等が開催される場合、参加すること。
- (5) 奨学生は、本奨学金の受給前に大学を通じて「学研災付帯海外留学保険」に加入すること。

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 奨学生が大学(又は留学先教育機関)を長期欠席(1 か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6 に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6 の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学(又は留学先教育機関)を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。但し、13 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、留学期間を短縮した場合、短縮期間に応じて大学を通じて返還するものとする。なお、受給決定後は留学期間が延長されても支給期間は延長しない。
- (2) 本奨学金採用決定(採用決定通知を大学が受領した時点)前に海外留学支援を目的とする他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。

- (3) 奨学生は、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (4) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金交流会等の開催のため。
- ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
- ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
- ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。

(3) 個人情報の共同利用

本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。

①奨学生募集時に取得する事項

- ・ 願書に記載された事項(氏名、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、顔写真、学年、入学年月、卒業・修了予定年月、国籍・地域、生年月日、性別、応募者の経済状況、奨学金受給・申請状況、学歴、職歴、過去の留学経験、留学計画の概要、在籍大学における学習・研究計画、海外留学中の学習・研究計画、留学の成果についての記述、損害保険に対する興味・関心)
- ・ 留学先教育機関の入学許可証に記載された事項
- ・ 推薦書に記載された事項(氏名、学校名、学部・研究科名、学科・専攻名、推薦理由、推薦者所属先・職名・氏名、学校担当者連絡先)

②奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項

- ・ 学業成績証明書に記載された事項
- ・ 留学体験談に記載された事項
- ・ 留学終了報告書に記載された事項(奨学生番号、氏名、留学先教育機関名、留学先国・地域、日本での在籍大学、留学期間、留学期間中の学習・研究についての報告、今後の展望)

③奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項

- ・ 奨学生の就職・進学先、住所、E-mail、電話番号

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 井上正幸

16 応募・推薦に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階
TEL: 03-5454-5274 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上